

## 指定済み優先評価化学物質の PRTR 排出量による暴露クラスの見直し

### 1 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し方法

化審法の優先度マトリックスの優先度が「中」又は「低」に区分された物質のうち、『物質範囲が、PRTR の政令物質と化審法の届出対象とで同じもの』（単一物質がほとんど）について、PRTR の届出排出量を用いて暴露クラスを付与し、化審法届出情報に基づく暴露クラスと比較をし、PRTR 排出量による暴露クラスの方が、より排出量の多い暴露クラスとなる物質を抽出した。

暴露クラスとして使用したデータは以下のとおり。

#### ○化審法届出暴露クラス

- ・平成 25 年度（最新）の優先評価化学物質の届出における製造・出荷量情報に基づく推計排出量から設定した暴露クラス

#### ○PRTR 届出暴露クラス

- ・平成 25 年度（最新）の PRTR の届出排出量（人健康では大気＋水域、生態影響では水域排出量）から設定した暴露クラス

### 2 優先評価化学物質（片側優先）の暴露クラスの見直し結果

PRTR 排出量による暴露クラスの見直しのうち、下表に生態影響用暴露クラスにおける見直し結果を示す。

表 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し（優先評価化学物質（片側優先）の生態影響用暴露クラス）

物質名称	〈集計単位〉 <sup>※1</sup>				生分解性	有害性クラス	化審法届出		PRTR 届出		
	優先評価化学物質番号 <sup>※2</sup>	CAS No	旧指定・二監 No	旧三監 No			優先度	暴露クラス	優先度	暴露クラス	排出量 [t/y]
ε-カプロラクタム	82	—	—	—	良	4	低	4	低	3	136
チオ尿素	40	—	—	—	難	3	低	5	中	3	143
アセトアルデヒド	26	—	—	—	良	3	低	5	中	4	50

※1 「優先評価化学物質番号」「CAS 番号」「旧指定・二監 No」「三監 No」の欄は、暴露クラス集計の単位となっているもののみ記載している。

※2 人健康の観点で優先指定済みだが、生態の観点では優先相当となっていない（片側優先）。